

リスク管理の状況

(平成27年3月31日現在)

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式	新株予約権	少数株主持分
コア資本に係る基礎項目の 額に算入された額				
連結自己資本比率	21,098百万円	15,000百万円	39百万円	2,271百万円
単体自己資本比率	21,098百万円	15,000百万円	39百万円	一百万円
配当率又は利率	—	1.42% 日本円TIBOR (12ヶ月物) +1.10%	—	—
償還期限の有無	—	有	—	—
その日付	—	平成36年12月28日	—	—

(平成28年3月31日現在)

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の 額に算入された額				
連結自己資本比率	21,099百万円	15,000百万円	47百万円	2,097百万円
単体自己資本比率	21,099百万円	15,000百万円	47百万円	一百万円
配当率又は利率	—	1.384% 日本円TIBOR (12ヶ月物) +1.10%	—	—
償還期限の有無	—	有	—	—
その日付	—	平成36年12月28日	—	—

(注) 1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 平成27年3月26日公布の「金融庁告示第24号」を適用したことに伴い、平成27年度末より、「少数株主持分の額」を「非支配株主持分の額」としております。

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しています。

また、自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めています。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しています。

自己資本の構成および自己資本比率につきまして、単体は5ページを、連結は43ページをご覧ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含みます）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行うことにより、信用リスクの分散にも留意しています。

審査部門（融資統括部）は債務者の財務状況、資金使途、返済財源や返済計画等の的確な把握に努め、審査および管理を行っています。与信実行後は随時に自己査定を行い、債務者の信用状況把握に努めています。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理部が経営陣に報告しています。

当行では、信用格付制度を導入しています。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に、本格付を利用しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門（与信管理部）が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポート

フォリオ管理に努めています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しています。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

◇自己査定、償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準を定め、貸出金等保有する全ての資産を、回収の可能性などに応じて自己査定を行っています。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を利用することにより、信用変化の都度査定する随時査定方式を採用しており、第一次査定を営業店が、第二次査定を融資統括部が行っています。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理部がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が自己査定体制の監査を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」に該当する債権については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失

額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しています。なお、「要管理先」「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュフローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しています。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しています。

◇標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウェイトを算出する際に使用する格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）の4社を採用しており、国内法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスポージャーには、Moody's、S&Pを適用しています。

◇派生商品取引の取引相手のリスクに関する方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った限度額を設定し、管理しています。

■市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含みます）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクに分けられます。

当行では、リスク管理部門において、下記の銀行勘定における金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測し、また、ストレステストを行うことにより、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行の自己資本に与える影響について試算しています。

リスク管理部門は、市場リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の一定範囲内に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な審査を行った上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をお願いすることがあります。担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証には、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証等があります。また、与信行為を行う際に遵守すべき基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種類、担保の評価方法、掛目および不動産等の定期的な評価の洗い替え等に関する規定を定めています。

預金との相殺を行う与信取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等があり、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保や適格保証、また、貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。

◇証券化エクスポージャーに関する事項

当行は、当行以外がオリジネーターとなっている証券化商品を投資家として保有することがあり、その場合「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正に会計処理を行うこととしています。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は標準的手法により算出しており、リスク・ウェイト判定には、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4つの適格格付機関を採用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価およびバリュエーション・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしています。

◇銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定および金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクについて、下記手法により計量化し、月次で管理しています。

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値と99%タイル値^(注1)による金利ショックを与え、コア預金^(注2)については、普通預金など満期のない流動性預金の過去の種類別・残高階層別推移を基に

内部モデルにより算定した上で、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）方式^(注3)で金利リスク量を算出しています。

(注1) 1%タイル値、99%タイル値・・・1年前との金利変化幅を5年間にわたり観測し、観測されたデータを昇順に並べて上から1%目と下から1%目の値

(注2) コア預金・・・明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって即時に払い出される預金のうち、引き出されることなく滞留している預金

(注3) GPS方式・・・資産・負債のキャッシュフロー（元本および利息）をグリッド（年限）毎に集約した上で、そのグリッド毎の現在価値の変化額を計測する方法

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量化可能なリスクについて、100ベース・ポイント・バリュー（100BPV）^(注4)、ギャップ分析^(注5)、バリュー・アット・リスク（VaR）^(注6)などの計測手法を用いて計量化しております。^(注7)

(注4) 100BPV・・・金利が1%変化した場合の現在価値の変化額

(注5) ギャップ分析・・・資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集計して、そのギャップを分析する方法

(注6) VaR・・・一定の確率の下での予想最大損失額

(注7) 金利リスク量の算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していません。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る

リスクをいいます。

当行の流動性リスクの主管部である市場金融部は、資金繰り部門（市場運用室）と事務処理およびリスク管理の担当部門（市場事務室）を分離することにより、牽制機能が働く体制としています。市場金融部は、リスクの分析結果を定期的に取り締りおよびリスク管理委員会に報告しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等に分けて管理し、それぞれのリスクを統括する事務システム部、コンプライアンス統括部、経営統括部等がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しています。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等に加え、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

銀行業務の多様化や、ネットワーク取引の増加等により、システム障害が社会生活に与える影響はますます大きくなっています。

当行では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに則ってシステムリスクに対応する体制としており、システムの安全かつ安定した稼働に万全を期しています。

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約締結の不備といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。

銀行の業務の多様化やそれに伴う新たな金融ルールの制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでいます。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定めたうえで、コンプライアンス統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めています。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し、損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、伝達媒体を通じて風評情報について定期的にモニタリングを実施しており、また、風評リスクへの対応方法を定めることにより、リスク発生の予防等に努めています。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスクについて審議・検証を行っています。

なお、当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

注：「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、一年間の業務粗利益の15%の直近3年間の平均値をもとに算出するものです。

自己資本の充実の状況に関する「定量的な開示事項」につきましては、P.79～P.84をご覧ください。